

令和 7 年度第 3 回地域福祉計画推進懇話会及び

令和 7 年度第 2 回堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会での意見を踏まえた修正点

【修正点】

修正箇所	修正前	修正後
p.5	5 計画の推進体制と進行管理・評価 (略) 計画に位置づけた取組の進捗状況は、第4章「市が重点的に取り組む施策」と「地域福祉総合推進計画」の項目ごとに、取組の実施状況や直接的な成果だけではなく、施策がもたらした本質的な変化を含めて毎年度確認します。	5 計画の推進体制と進行管理・評価 (略) 計画に位置づけた取組の進捗状況は、第4章「市が重点的に取り組む施策」と「地域福祉総合推進計画」の項目ごとに、取組の実施状況や直接的な成果だけではなく、施策がもたらした本質的な変化 <u>(地域社会にどのような変化があったか、既存の支援体制で対応できていない層の有無など)</u> を含めて毎年度確認し、 <u>進行管理を行います。</u>
p.7	令和 4 (2022) 年 (追加)	令和 4 (2022) 年 <u>「児童福祉法」の改正</u> <u>・こども家庭センターの設置や児童の意見聴取等の仕組みの整備等、子育て世帯等に対する包括的な支援の推進</u>
p.8	令和 6 (2024) 年 (追加) (略) (追加)	令和 6 (2024) 年 <u>「認知症基本法」の施行</u> <u>・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会を実現するため、認知症施策を総合的・計画的に推進</u> <u>「障害者差別解消法」の改正</u> <u>・公的機関に加え、民間事業者にも合理的配慮の提供を義務化し、不当な差別的取扱いを禁止するなど共生社会の実現を推進</u> (略) <u>「子ども・若者育成支援推進法」の改正</u> <u>・ヤングケアラーに対する支援を推進</u>
p.9	(追加)	<u>④こども基本法・児童福祉法等</u> <u>こども・子育て支援に関する法制度は、「こどもまんなか社会」の実現をめざして体系的に整備されており、令和 5 (2023) 年にはその推進役として「こ</u>

		<p><u>ども家庭庁」が創設されました。こども基本法では、こどもの権利保障と施策推進の基本理念が示され、国や自治体に対して意見表明の機会確保や権利擁護の責務が課されています。児童福祉法の改正では、市町村に「こども家庭センター」の設置を促すとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の強化が図られました。また、子ども・若者育成支援推進法では、ヤングケアラーへの支援が新たに明記され、こどもの貧困対策法では貧困の解消を明確な目的とした施策の強化が進められています。</u></p>
p.15	<p>(2) 前計画に基づく主な取組 ③多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援 (略) (追加)</p>	<p>(2) 前計画に基づく主な取組 ③多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援 (略) <u>・認知症の高齢者等が行方不明になった際の早期発見につなげるため、ICT を活用した堺市みまもりあい事業を開始しました。令和 8 (2026) 年 1 月時点の総アプリダウンロード数は 16,000 人を超えています。</u></p>
p.15	<p>(2) 前計画に基づく主な取組 ④権利擁護の推進 (略) (追加)</p>	<p>(2) 前計画に基づく主な取組 ④権利擁護の推進 (略) <u>・大阪府・大阪府社会福祉協議会、大阪市・大阪市社会福祉協議会と連携し、市民後見人養成講座や市民向けシンポジウムを開催したほか、家庭裁判所との定期的な意見交換を通じて、円滑な権利擁護支援の体制整備に向けた検討を行いました。</u> <u>・令和 6 (2024) 年 4 月の改正障害者差別解消法の施行を受け、民間事業者にも理解が深まるよう相談事例を通じた周知・啓発を行いました。</u></p>
p.37	<p>3 取組の基本目標 基本目標 1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている ・年齢や抱える課題にかかわらず、すべての人が安心して暮らせる地域社会を築くために、「誰一人取り残さない支援体制」が構築できていることを基本目標とします。</p>	<p>3 取組の基本目標 基本目標 1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている ・すべての人が安心して暮らせる地域社会を築くために、「誰一人取り残さない支援体制」が構築できていることを基本目標とします。<u>なお、本計画は、年齢、性別、国籍、障害の有無、出身地、経済状況、住まいの状況等、様々な背景や困難を抱える人、社会的な立場にある人も含めたすべ</u></p>

		<u>この人を対象としています。</u>
p.39	<p>4 わたしたちの役割と協働 (略)</p> <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズを把握し、課題解決に向けたサービスや活動、相談支援が的確に実施されるよう支援体制を整備します。 	<p>4 わたしたちの役割と協働 (略)</p> <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズを把握し、課題解決に向けたサービスや活動、相談支援が的確に実施されるよう<u>必要な支援体制の整備を促進</u>します。
p.46	<p>共通施策</p> <p>共通施策 1 予防的支援と孤独・孤立対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障害、児童、若年、生活困窮等すべての分野において、「予防的支援」と「孤独・孤立対策」の視点を取り入れます。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン相談をはじめとしたデジタル技術を活用することで、相談しやすい環境を整備します。 	<p>共通施策</p> <p>共通施策 1 予防的支援と孤独・孤立対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障害、児童、若年、生活困窮等すべての分野において、「予防的支援」と「孤独・孤立対策」の視点を取り入れます。<u>これらの視点を取り入れることで、課題が深刻化・重篤化することを未然に防止します。</u> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン相談や <u>AI（人工知能）を活用した相談ツールの導入</u>をはじめとしたデジタル技術を活用することで、<u>相談窓口に来ることが難しい、またハードルが高いと感じている層にもアプローチし、すべての人にとって相談しやすい環境を整備します。</u>
p.47	<p>共通施策 2 必要な情報を必要なタイミングで届けるための多様な情報提供の推進 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、いずれかの相談窓口にアクセスすれば、適切な相談先や支援機関へ円滑につながるができる体制整備という観点も重要です <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>共通施策 2 必要な情報を必要なタイミングで届けるための多様な情報提供の推進 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、いずれかの相談窓口にアクセスすれば、適切な相談先や支援機関へ円滑につながるができる体制整備という観点も重要です。<u>このような体制整備を行うことで、住民がどこに相談しても必要な支援を受けられる環境をめざします。</u> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、様々な主体が連携する包括的な支援体制の整備を進めることで、<u>情報入手できない、または情報があってもアクセスできない人に対しても必要な情報提供・介入を行います。このことは、「共通施策 1 予防的支援と孤独・孤立対策」を推進する上でも重要です。</u>

		<p><u>・定期的に相談窓口の認知度や情報提供の方法等の評価・分析を行うことで、情報提供が十分ではない層があるのであればその要因を明らかにし、より効果的な情報提供の方法を検討・実施します。</u></p>
p.51	<p>(重層的支援体制整備事業の推進) (略) (追加)</p>	<p>(重層的支援体制整備事業の推進) (略) <u>・また、支援機関だけでなく住民や地域団体、企業・事業者・NPO等の取組と連携することで、地域づくり支援や参加支援も充実します。</u></p>
p.51	<p>(相談支援の充実に向けた人材育成) ・これからの人口構造の変化や複雑化・複合化した生活課題に対応するために、分野を超え、職域にとらわれない対応ができる人材育成を推進します。育成に当たっては、柔軟な人事異動を推進し、職員の職域拡大をめざします。</p>	<p>(相談支援の充実に向けた人材育成) ・人口構造の変化や複雑化・複合化した<u>地域</u>生活課題に対応するため、<u>行政において分野横断的かつ職域にとらわれない柔軟な対応を行うこと</u>ができる人材を育成します。<u>具体的には、ソーシャルワークを基盤とした人材育成を推進し、柔軟な人事異動・職域拡大の促進や、計画的かつ体系的な研修を実施することで、多様な課題に対応するための専門性を高めます。</u></p>
p.66	<p>(2) 総合的な権利擁護支援の推進 ①権利擁護支援策の理解促進、対応力の向上 (権利擁護の重要性の理解促進) (略) (追加)</p>	<p>(2) 総合的な権利擁護支援の推進 ①権利擁護支援策の理解促進、対応力の向上 (権利擁護の重要性の理解促進) (略) <u>・児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の理念に基づき、こどもを権利の主体として認識し、こどもだけでなく若者も含めた権利保障等の理解を促進するための周知・啓発を行います。</u></p>
p.67	<p>④権利擁護の担い手の確保・育成、活躍支援等の推進 (略) (権利擁護の多様な担い手との連携) ・司法書士等の専門職や後見活動を担うNPO等との連携を強化します。また、地域住民や民間団体等、多様な担い手の参加を促します。 (略) (追加)</p>	<p>④権利擁護の担い手の確保・育成、活躍支援等の推進 (略) (権利擁護の多様な担い手との連携) ・<u>弁護士や司法書士、社会福祉士</u>等の専門職や後見活動を担うNPO等との連携を強化します。また、地域住民や民間団体等、多様な担い手の参加を促します。 (略) <u>・法人後見については、継続的かつ組織的な支援が可能であるという特性</u></p>

		<u>を踏まえ、法人後見実施団体のネットワーク化を推進し、地域における権利擁護の基盤としての役割を強化します。</u>
--	--	---

【その他の修正点】

修正箇所	修正内容
p.42	コラム 1 の写真を変更
p.60	コラム 3 の写真を削除